

児童発達支援

利用対象者

- ・1歳半～就学前の児童

費用

厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。世帯の収入に応じて利用者負担上限月額が設定され、利用料の1割と利用者負担上限月額のいずれか額の小さい方が利用者負担額となります。

3歳児以上の利用者については、国の幼児教育・保育の無償化制度の対象となるため、自己負担金は発生しません。

他に、給食費等をお支払いいただきます。

ご利用までの流れ

お問い合わせ

- ・ご都合に合わせて見学日を調整します。
- ・まずはお電話ください。

見学・体験

- ・施設の見学、体験と事業内容をご説明いたします。

面談・受給者証申請

- ・おこさまの様子やご希望を詳細にお聞きします。
- ・受給者証の申請について、ご説明いたします。

契約・利用開始

- ・受給者証が発行された後、契約、利用開始となります。

その他

新年度の園児募集(4月入園)は、10月の市報に掲載します。
定員に空きがあれば、随時入園可能です。